

平成30年松茂町議会第1回臨時会会議録

第1日目（11月26日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 原 田 幹 夫
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 佐 藤 道 昭
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

- 8 番 一 森 敬 司

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務参事	大迫浩昭
産業建設参事	井上雅史
特命参事	古川和之
民生参事	南東稔
教育次長	小坂宜弘
危機管理課長	鈴谷一彦
税務課長	石森典彦
総務課長	松下師一
産業環境課長	原田賢
建設課長	吉崎英雄
水道課長	尾野浩士
下水道課長	富士雅章
住民課長	谷本富美代
福祉課長	藤田弘美
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田正則
議会事務局局長補佐	松下理恵

平成30年松茂町議会第1回臨時会会議録

平成30年11月26日（第1日目）

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第53号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第54号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第55号 平成30年度松茂町一般会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第56号 平成30年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第57号 平成30年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第58号 平成30年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）

平成30年松茂町議会第1回臨時会会議録

第1日目（11月26日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【吉田正則君】　ただいまから、平成30年松茂町議会第1回臨時会の開会をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長からご挨拶がございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、おはようございます。

朝晩めっきり寒くなってきました。体調の方はいかがでございましょうか。

先日、万博が大阪ですということが決まりました。2020年に東京オリンピック、その後、2025年に大阪万博ということで、オリンピックの経済効果、いろいろ期待されております。それから、終わってからしぼむんじゃないかなというような予想もありましたが、大阪万博ということで、景気が持続するんじゃないかということで期待しております。特に関西方面では非常に歓迎ムードが漂っているようでございます。我々西日本の人間としても、経済効果に期待したいと思います。

さて、本日は第1回の臨時会ということで参集ありがとうございます。本日の議案は6議案ございますが、最後まで慎重審議をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成30年松茂町議会第1回臨時会は成立いたしました。

ただいまから、平成30年松茂町議会第1回臨時会を開会いたします。

○議長【藤枝善則君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

平成30年松茂町議会第1回臨時会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議長もおっしゃいましたが、朝夕めっきり寒さが厳しくなっております。お風邪など引かないように十分ご留意をいただき、この後の第4回定例会におきましても、健康な中でご出席を賜りたいと願っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の議案6件を上程させていただいております。全案件が可決決定を賜りますよう心からお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】　これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の印刷配付のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、10番春藤議員、及び11番佐藤道昭議員を指名いたします。

○議長【藤枝善則君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【藤枝善則君】　異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】　日程第3、議案第53号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、平成30年第1回臨時会に上程をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院及び徳島県人事委員会より、公民格差の解消と均衡を図るため、公務員の月例給と勤勉手当等について引き上げを行うことが適当である旨の勧告がありましたことから、これに準じて職員の給与に関する条例を改正するものであります。この後、担当から詳細説明をい

たしますので、ご審議の上、可決決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長【藤枝善則君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 それでは、議案第53号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第53号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、上記議案を提出するというものでございます。

職員の給与につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与制度を基本といたしまして、徳島県人事委員会の勧告も踏まえて、適宜見直しを行ってまいりました。本年8月10日の人事院勧告では、民間給与との格差を是正するため、月例給給料表の水準を、初任給を含む若年層の改定に重点を置いて0.2%引き上げるとともに、期末勤勉手当につきましても、年0.05カ月引き上げる旨の勧告がなされております。また、今年の勧告では、宿日直手当についても見直すこととなっております。10月17日には、徳島県人事委員会からも国に準じた給与改定を行うように勧告がなされております。

それでは、説明の都合上、別紙議案参考資料の1ページから始まります新旧対照表をご覧ください。

参考資料1ページ上段は、条例第19条第1項の改正で、宿日直手当を200円引き上げて4,400円にするとともに、本町の実態に合わない規定を削除いたしました。本年4月1日に遡及して適用いたします。

次に、下段の第21条第2項の改正では、勤勉手当の率を、一般職員を対象といたします第1号で100分の90から100分の95へ、再任用職員を対象といたします第2号で100分の42.5から100分の47.5へ改正いたします。この規定は、議決後、速やかに公布、施行することにより、来月1日に適用することといたします。

恐れ入りますが、一度、議案書1ページの方へお戻りください。

第1条改正文の最後で、月例給給料表の改正を行うこととしております。行政職給料表(一)の改正案が議案書2ページから4ページに、行政職給料表(二)の改正案が議案書5ページから8ページに掲載されております。ご確認ください。改正後の規定は、本年4月1日に遡及して適用いたします。

再び、議案参考資料へお戻りください。議案参考資料の2ページでございます。

一部改正条例の第2条の新旧対照表を掲載してございます。この第2条は来年4月1日から適用されるもので、期末手当と勤勉手当の支給率を6月分と12月分で差をつけることなく、均等に支給するよう改めるものです。

そこで、参考資料、続く4ページをお願いいたします。

この経緯につきましてまとめた表を掲載しております。4ページ、下から2つ目の表と一番下の表、黄色い着色の部分をご確認ください。この数値は支給月数で表現しておりますが、平成30年12月からの表と31年4月からの表とで年間合計の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給月数に変更がございます。期末手当、勤勉手当ともに6月と12月が均等支給へと変更になります。

改正の内容につきましては以上でございますが、今回の改正により、職員給与の予算額は358万円余り、率にいたしますと0.44%増加することとなります。

最後に、人事院勧告に基づく給与条例の改正につきましては、従来から国家公務員の給与改正が進みますと、速やかに冬の期末勤勉手当の基準日であります12月1日までに臨時会の開催をお願いしてきたところでございます。本年につきましても、去る11月6日に国家公務員給与改正の閣議決定がなされましたことから、本日、この臨時会におきましてご審議をお願いいたしております。

以上、議案第53号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 以上で提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第53号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長【藤枝善則君】　ありがとうございました。全員起立でございます。

よって、議案第53号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】　次に、日程第4、議案第54号「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　続きまして、議案第54号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の特別職において、一般職に準じた手当等の改定が行われますことから、本町におきましても同様の改定を行うよう、条例を改正するものでございます。この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】　町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】　議案第54号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

まず、議案書10ページをご覧ください。

議案第54号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例、上記議案を提出するというものでございます。

今回改正をお願いいたしますのは、常勤の特別職の期末手当の率の改定でございます。これにつきましては、国家公務員の特別職に倣い、支給率の改定を行っているところでご

ございますが、去る11月6日、国において、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されましたことから、本町においても改正をお願いするものでございます。

条例の一部改正条例案は議案書10ページに、新旧対照表は議案参考資料の3ページに掲載されておりますが、説明の都合上、議案参考資料4ページの表をご覧ください。

各表の上から下へ、特別職、期末手当の列をご覧ください。

4つある表の一番上は松茂町の現状であり、特別職の期末手当は年間で計3.3カ月となっております。その下の表、国の特別職、期末手当の現状と同じでございます。次に上から3番目の表、平成30年12月からの表でございます。一般職の勤勉手当は人事院勧告のとおり改定をいたしますが、本町の特別職では改定を先送りいたします。そして一番下の表、平成31年4月からの表ですが、今回の一部改正条例が平成31年4月1日に施行されますことから、水色の着色部分のように一般職から4カ月遅れます。実際の支給月では半年遅れますが、年3.35カ月に引き上げることといたします。なお、必要となる予算は特別職3人合計で約11万7千円となりますが、これは新年度予算において計上することといたします。

以上、議案第54号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから議案第54号「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第54号「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例」に、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長【藤枝善則君】　ありがとうございました。全員起立でございます。

よって、議案第54号「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】　次に、日程第5、議案第55号「平成30年度松茂町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第8、議案第58号「平成30年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までの4件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、続きまして、議案第55号、平成30年度松茂町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ203万4千円を減額し、補正後の予算の総額を58億6,414万5千円とするものです。これは、平成30年度人事異動と議案第53号による給与改定に伴い、増減が生じることとなりました人件費及び台風による修繕工事費等、緊急性の高い経費につきまして補正をお願いするものであります。

続きまして、議案第56号、平成30年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）から、議案第58号、平成30年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）につきましては、議案第55号と同様に、人事異動及び給与改定に伴い、増減が生じることとなりました人件費につきまして補正をお願いするものであります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】　町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

大迫総務参事。

○総務参事【大迫浩昭君】 失礼をいたします。

それでは、続きまして、議案第55号、平成30年度松茂町一般会計補正予算（第3号）のうち、私からは人件費及び総務部門に関係する部分につきまして説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお開き願います。

議案第55号、平成30年度松茂町一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度松茂町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ203万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億6,414万5千円とするというものでございます。

このたびの人件費補正につきましては、平成30年度の人事異動と、先に総務課長が説明をいたしました議案第53号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による職員の給与改定及びたび重なる台風の襲来に対応したことに伴うものでございます。

議案書の15ページをご覧ください。

歳入でございます。款65、繰入金、項1、基金繰入金、目7、財政調整基金繰入金におきまして、203万4千円を減額し、2億8,574万1千円とするものでございます。これは、今回提案をさせていただきました予算の補正につきましては、歳出予算の中での増額補正額より減額補正額が多額でありましたことから、財政調整基金からの繰入額を減額することにより、財源の調整を行うものでございます。

なお、当該補正予算における職員の人件費は、先に申し上げましたとおり、人事異動や給与改定及び台風対応に伴います給料及び職員手当並びに共済費等の補正でございますので、個々具体の説明につきましては割愛をさせていただきます。

次に、議案書22ページをご覧ください。

款55、諸支出金、項5、繰出金、目1、繰出金におきまして、18万7千円を増額補正し、計8億3,823万5千円とするものでございます。これは、公共下水道特別会計及び介護保険特別会計におきまして、今回の補正に対応するため、金額の多寡はございますが、合計といたしまして18万7千円を増額補正をお願いするものでございます。

以上、議案第55号、平成30年度松茂町一般会計補正予算（第3号）のうち、人件費及び総務部門関連の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 南東民生参事。

○民生参事【南東 稔君】 失礼します。

続きまして、議案第55号のうち、民生所管分につきまして説明を申し上げます。

このたびお願いいたします補正予算につきましては、関東地方を中心に、今年になって届け出のありました風しんの患者数が例年より大幅に増加しており、9月には国から、全国に拡大する恐れがあり、風しんにかかっていない方や予防接種を受けていない方は予防接種を受けることを検討してほしいとの発表がございました。風しんは、妊婦、特に妊娠初期の女性が感染すると、胎児もウイルスに感染し、先天性風しん症候群である難聴、心疾患、白内障が起きる可能性があるとされております。このことから、徳島県では風しんワクチンの効果的な接種により感染の拡大防止を図り、ひいては先天性風しん症候群を予防することとして、10月16日から無料で風しんの抗体検査を医療機関などで受けることができる助成制度を創設しております。

これを受け、本町では抗体検査の結果、抗体価、免疫でございしますが、低いと判断がなされ予防接種を受けた場合には費用の一部を負担する助成制度を設け、その助成費用につきまして補正予算をお願いするものでございます。

恐れ入ります、予算案につきましては議案書の18ページをお開き願います。

2段目の表、中央の欄になりますが、款15、衛生費、項1、保健衛生費、目2、予防費で24万円を増額補正し、計6,218万4千円とするものです。

節20、扶助費の予防接種助成金につきまして、このたびの風しん予防接種への助成費用といたしまして追加するものでございます。助成内容につきましては、麻しん風しん混合ワクチンを接種された方には定額で5千円を、風しんワクチンを接種された方には定額で3千円を、それぞれ30人の方を対象といたしております。

なお、助成の対象となる方につきましては、徳島県が実施する抗体検査の助成制度の対象者と同じ要件といたしており、妊婦を除く妊娠を希望する方または妊娠する可能性が高い女性、あるいは昭和37年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性で、それぞれ抗体検査において抗体価が低いと判定された方になります。

以上、議案第55号、民生所管分の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長【藤枝善則君】 小坂教育次長。

○教育次長【小坂宜弘君】 続きまして、教育委員会所管の補正予算について説明をいたします。

議案書の20ページをお願いいたします。

歳出でございます。上から3段目、款40、教育費、項5、小学校費、目1、小学校管理費で139万7千円を減額し、計5,723万5千円とするものです。

節14、使用料及び賃借料でございますが、タブレット端末を活用いたしました学習活動を行うため、小学校3校のICT環境の整備を進めてまいっていましたが、新学習指導要領に対応したソフトを求めたことにより、リース期間が短縮となりました。これに伴う執行残の563万9千円の減額をお願いするものでございます。

その下、節15、工事請負費につきましては、喜来小学校体育館の屋根が台風24号による被害を受けました。緊急を要する修繕工事費として420万7千円の増額をお願いするものでございます。

以上、私をもちまして議案第55号、平成30年度松茂町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】 南東民生参事。

○民生参事【南東 稔君】 それでは、議案第56号、平成30年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

このたびの補正につきましては、歳出におきまして議案第53号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による職員の給与改定に伴い、人件費の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、歳出補正の予算の財源といたしまして、一般会計からの繰入金につきまして補正をするものでございます。

恐れ入ります、議案書の24ページをお開き願います。

議案第56号、平成30年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億382万7千円とするというものでございます。

以上、議案第56号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長【藤枝善則君】 井上産業建設参事。

○産業建設参事【井上雅史君】 それでは、議案第57号、平成30年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）、議案第58号、平成30年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）の2件につきましてご説明をさせていただきます。

このたびの補正につきましては、歳出におきまして、平成30年度の人事異動及び議案第53号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による職員の給与改定に伴う人件費の補正を行うものであります。なお、公共下水道特別会計補正予算の歳入につきましては、補正の財源として一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の28ページをお開けください。

議案第57号、平成30年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,383万7千円とするというものでございます。

続きまして、議案書の32ページをお開けください。

議案第58号、平成30年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）。

第1条、平成30年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度松茂町水道特別会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、水道事業費用、第1項、営業費用で8万9千円を追加し、第4項、予備費を8万9千円減額するものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,613万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本調整額669万2千円、過年度損益勘定留保資金1億2,944万7千円で補填するものとする」に改める。

第1款、資本的支出に1万6千円を追加し、総額を2億110万7千円とするものです。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

職員給与費に10万5千円を追加し、職員給与費の総額を5,049万4千円とするものでございます。

以上で、議案第57号及び議案第58号の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】 以上で提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第55号「平成30年度松茂町一般会計補正予算（第3号）」から、議

案第58号「平成30年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までの4件について
質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから、議案第55号「平成30年度松茂町一般会計補正予算（第3号）」から、議案第58号「平成30年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までの議案4件について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから採決に入ります。

議案第55号「平成30年度松茂町一般会計補正予算（第3号）」から、議案第58号「平成30年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）」までの議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】　異議なしと認めます。

よって、以上4件については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議長【藤枝善則君】　以上で、本会議に提出されました議案等は全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、平成30年松茂町議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】　異議なしと認めます。

以上で、平成30年松茂町議会第1回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 藤 枝 善 則

署名議員 春 藤 康 雄

署名議員 佐 藤 道 昭